

～高齢者が安心ですこやか、
自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現～

長野県高齢者居住安定確保計画

(案)

2018年度（平成30年度）～2023年度



しあわせ信州

平成30年 月

長野県

目 次

【はじめに】	
1 背景と目的	…1
2 計画の位置づけ	…2
3 計画期間	…3
4 関連計画の策定状況	…4
【第1章】高齢者を取り巻く状況	
①長野県の人口・高齢化率の推移及び将来人口・高齢化率の推計	…6
②高齢者のいる世帯数の推移	…7
③要介護（要支援）認定者数の推移	…8
④要介護（要支援）認定者の要介護度の分布状況	…8
⑤介護サービス利用者数の推移	…9
⑥高齢者の住まい等の状況	…9
⑦高齢時の住まいに関する意向	…10
【第2章】基本的な方向性	
1 基本目標（目指す姿）	…11
2 視点（目標実現に向けての着眼点）	…13
3 施策の方向性	…14
4 施策の推進	…15
【第3章】施策展開	
第1節 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出	
（1）健康長寿に適した住まいづくり	…16
ア 快適で健康な居住空間の確保	…16
イ バリアフリーに配慮した生活空間の整備	…18
（2）安心して暮らせる住まいの提供	…21
ア セーフティネットとしての公営住宅の確保	…21
イ 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実	…23
（3）多様な住まい方への支援	…26
（4）特別養護老人ホーム等施設の整備	…32
第2節 提供されるサービス等の充実	…34
（1）自宅や地域で健康でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアの推進	…34
（2）質の高い介護サービスの提供・利用	…39
ア 介護サービスの質の向上	…39
イ 適切なサービス利用の促進	…40
【第4章】目標達成指標（一覧）	…41

【はじめに】

1 背景と目的

長野県における、平成 29 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 30.9%、人口の3割以上が高齢者となっています。(長野県情報政策課統計室「毎月人口異動調査」)

全国的に見ても高齢者人口は増加していますが、長野県においては、全国よりも早い高齢社会の到来により、単身高齢者世帯・夫婦のみの高齢者世帯や、要介護・要支援の高齢者が増加しており、65 歳以上の高齢者数がピークを迎える平成 32 年(2020 年)以降も高齢化率は長期にわたって上昇が続く見込みです。

高齢期を安心して過ごすためには、生活の基盤となる高齢期に適した住まい(持家、賃貸住宅、施設等)の安定的な確保や、加齢により生活全般に支援を必要とする高齢者や生活基盤の脆弱な高齢者が安心して生活できるよう、介護サービスや生活支援サービス等、様々なサービスの充実が必要です。

しかし、全国的に見ても、住宅のバリアフリー化の遅れや介護等施設の不足、サービス付き高齢者向け住宅の不足など、高齢者の居住の安定確保のための体制は十分に整っていません。

こうした状況のもと、国土交通省と厚生労働省が連携し、高齢者の住まいの安定確保のための取組みを強化するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「高齢者住まい法」という。)が平成 13 年に制定されました。

この法律は、その後、何度か改正され、同法を国土交通省の専管から厚生労働省との共管とするとともに、都道府県に高齢者居住安定確保計画を策定することが定められました。

長野県においても、全国より先んじて高齢社会が到来している点や大都市部に比べて地域社会に絆(つながり)がある点など長野県特有の地域事情を踏まえ、高齢者のニーズに応じた住まいやサービスを選択できるようにするとともに、高齢者が住み慣れた地域コミュニティの中で、安心して暮らし続けることができる環境を整備することが求められています。

そこで、高齢者の住まいについて、住まい(=「ハード」)とサービス(=「ソフト」)を一体的に捉え、住宅分野と福祉分野の連携のもと、高齢者の住まいに係る施策を計画的に展開していくため、「長野県高齢者居住安定確保計画」(計画期間:平成 24 年度～29 年度)を平成 24 年3月に策定し、高齢者の居住の安定を実現するための施策を推進してきました。

この度、関連計画との調和を図り、引き続き高齢者の居住の安定確保に関する施策を推進していくため、「長野県高齢者居住安定確保計画」(計画期間:平成 30 年度～35 年度)を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、高齢者住まい法に基づく「高齢者居住安定確保計画」として策定されています。

長野県では建設部において「長野県住生活基本計画」を、健康福祉部において「長野県高齢者プラン」(老人福祉計画+介護保険事業支援計画)をそれぞれの分野の基幹計画として定めています。

「長野県住生活基本計画」は、住生活基本法に位置付けられた住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であり、豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を計画的に展開していく上で、最も基本となる計画です。

平成 28 年度に見直しが行われ、新たに平成 28 年度から平成 37 年度を計画期間とする改定が行われました。

「高齢者居住安定確保計画」は、住生活基本計画で定められた目標・施策展開のうち、特に高齢者の居住の安定確保に関する部分を踏まえた上で、策定されたものです。

「長野県高齢者プラン」は、特別養護老人ホーム等の施設系サービスの供給目標や、訪問介護や通所介護等の居宅系サービス(介護給付等サービス)の量の見込みを定めるとともに、健康でいきいきと暮らすための社会参加やフレイル対策などの総合的な施策が盛り込まれています。平成 27 年度には第 6 期のプランが、平成 30 年度からは、新たに平成 32 年度までを計画期間とする「第 7 期長野県高齢者プラン」が策定されています。

この「高齢者居住安定確保計画」の施設系サービス(特別養護老人ホーム等)の供給目標は、「長野県高齢者プラン」と整合を図ったものです。

また、同様に高齢者に対して提供される様々な居宅系サービス(保健・医療・福祉分野)等についても、高齢者の“住まい”を支える重要な要素として「長野県高齢者プラン」と整合を図った上で、計画に盛り込まれています。

3 計画期間

本計画の期間は、国の「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」(平成 21 年 8 月 19 日厚生労働省・国土交通省告示第1号)において、老人福祉計画及び介護保険事業支援計画(=長野県高齢者プラン)と“調和を図りつつ計画期間を定める”とされていることを踏まえ、

- ・第 7 期「長野県高齢者プラン」が平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間としていること
- ・「長野県住生活基本計画」の改定後の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間であり中間見直しは平成 32 年度であること

こうしたことから、これらの計画と調和を図るため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で計画期間とし、最も計画期間が短い「長野県高齢者プラン」の見直しに合わせて 3 年毎に見直します。

また、この他にも関連する計画の策定や改定等が生じた場合には、これに合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

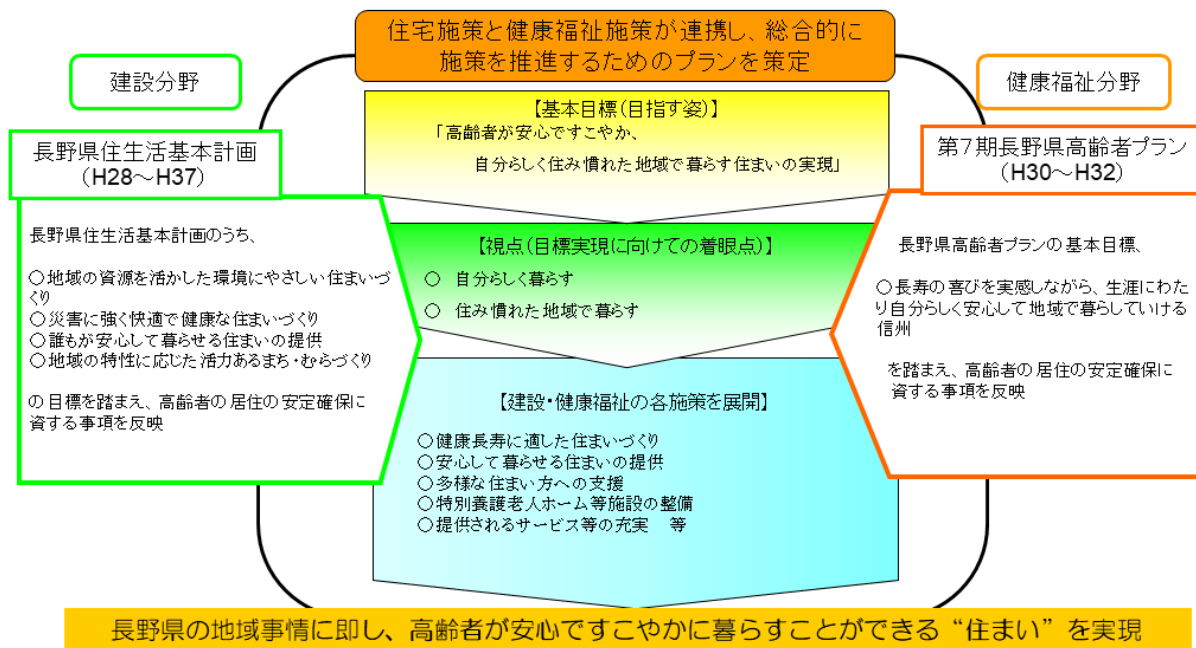
4 関連計画の策定状況

長野県高齢者居住安定確保計画の策定に先立ち、「長野県住生活基本計画」と「第7期長野県高齢者プラン」が、以下のとおり策定されています。

	長野県住生活基本計画(H28～37)	第7期長野県高齢者プラン(H30～32)
検討体制	長野県住宅審議会	高齢者プラン策定懇話会
検討状況	H28 第1回(平成28年5月1日) 第2回(平成28年8月4日) 第3回(平成28年10月20日) 第4回(平成28年12月16日)	H29 第1回(平成29年7月31日) 第2回(平成29年9月1日) 第3回(平成29年10月17日) 第4回(平成29年12月21日) 第5回(平成30年3月19日)
基本目標等	【基本理念】 ～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～ 安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして	【基本目標】 ○長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州
基本視点等	【基本的な視点】 ○少子高齢化、人口・世帯数減少社会への対応 ○地域の特性や実情への配慮 ○暮らしに関わる他分野との連携	【高齢者の姿】 ○健やかに暮らす ○自分らしく暮らす ○支え合いながらともに暮らす
計画目標	1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり 2 災害に強く快適で健康な住まいづくり 3 誰もが安心して暮らせる住まいの提供 4 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり 5 地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展	【基本方針】 ① 第6期までに整備された地域包括ケア体制の深化 ② 多職種連携による地域ネットワークの構築 ③ 都市部や中山間地域などの地域に応じた取組の推進
主な指標	■住宅の耐震化率 ・95%(H37) ■高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率 ・80%(H37) ■住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合 ・40%(H37) ■公営住宅の供給量 ・H28～H32(前半5年間) 7,550戸 (県営3,400戸、市町村営4,150戸) ・H28～H37(10年間) 15,100戸 (県営6,800戸、市町村営8,300戸)	■施設・居住系サービスの整備目標 ・介護老人福祉施設 11,659(定員数) ・地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養) 2,098(定員数) ・介護老人保健施設 7,917(定員数) ・介護療養型医療施設 1,129(定員数)

<参考> 高齢者居住安定確保計画と関連計画のイメージ

高齢者居住安定確保計画と長野県住生活基本計画、第7期長野県高齢者プランとの相互関連のイメージ



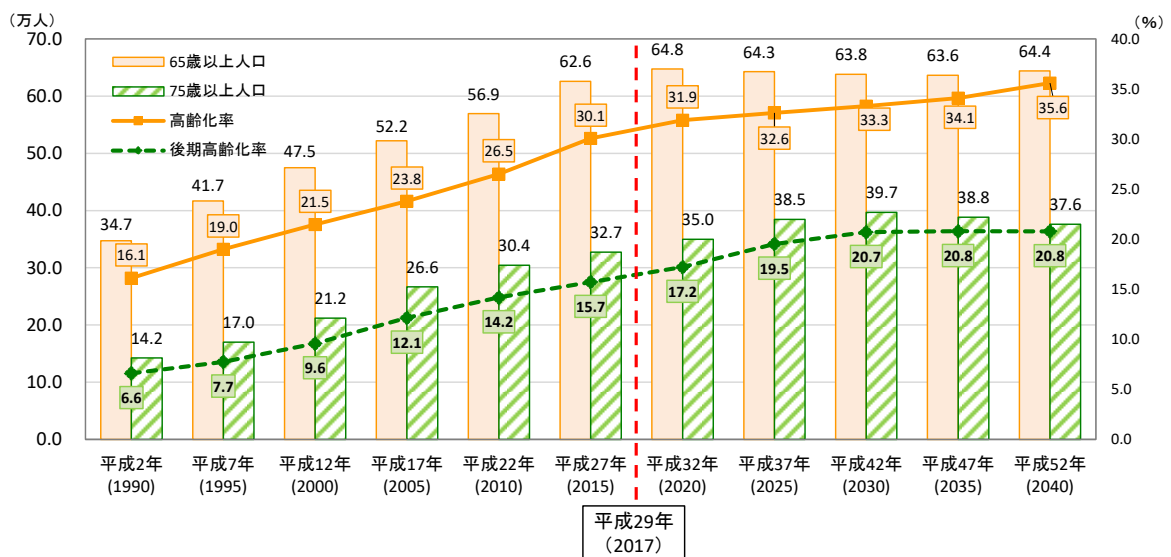
【第1章】高齢者を取り巻く状況

長野県の高齢者を取り巻く状況については、人口の推移・推計をはじめとして、現在の住まいの状況、これからの住まいに対する意向など、次のとおりです。

①長野県の人口・高齢化率の推移及び将来人口・高齢化率の推計

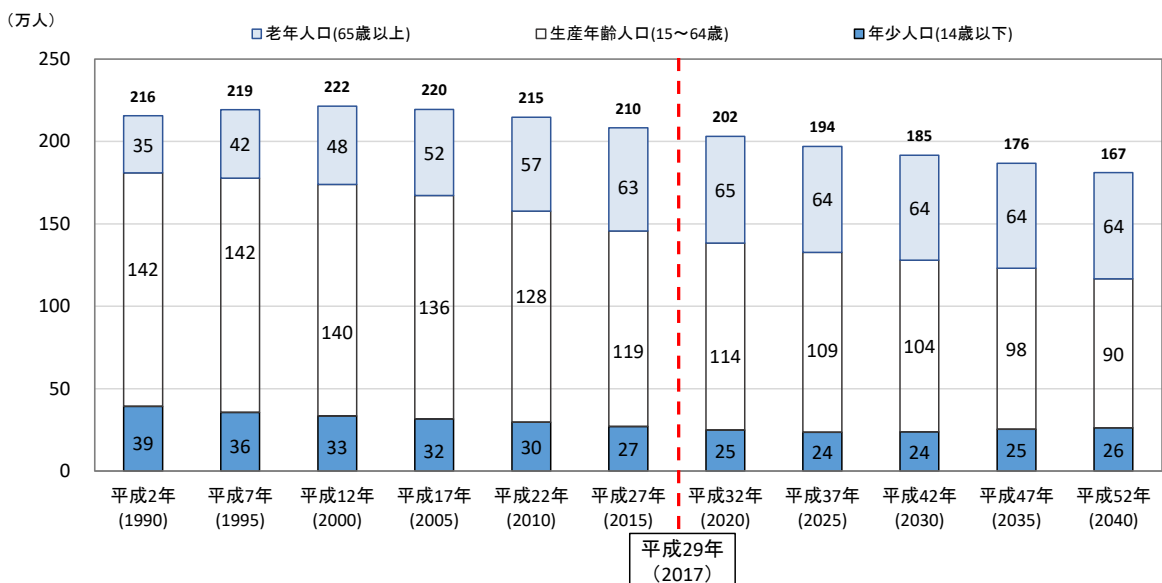
長野県の人口は平成12年まで増加していましたが、以降は減少しています。総人口が減少に転じる中、老年人口は増加しており、高齢化率も上昇しています。65歳以上の高齢者数のピークは平成32年(2020年)で、64.8万人になると見込まれています。また、高齢化率も上昇し続け、平成52年(2040年)には35.6%になると見込まれています。

【高齢者人口の推移・推計】



資料：総務省「国勢調査」(平成2年～平成27年)、長野県企画振興部による推計

【年齢3区分別人口の推移・推計】



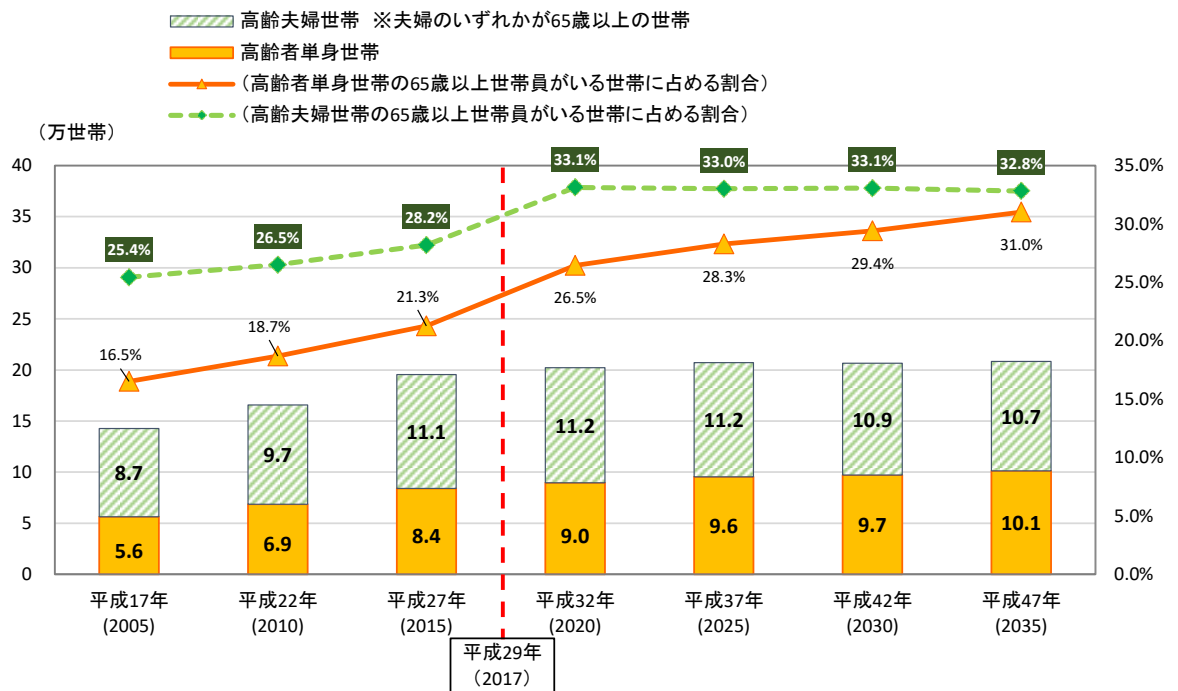
資料：総務省「国勢調査」(平成2年～平成27年)、長野県企画振興部による推計

②高齢者のいる世帯数の推移

高齢者単身世帯の65歳以上世帯がいる世帯に占める割合は今後も上昇することが見込まれます。高齢者単身世帯数についても、今後増加していくことが見込まれます。

一方、高齢夫婦のみの世帯の65歳以上世帯員がいる世帯に占める割合は、平成32年(2020年)をピークに、その後はほぼ横ばいで推移することが見込まれています。

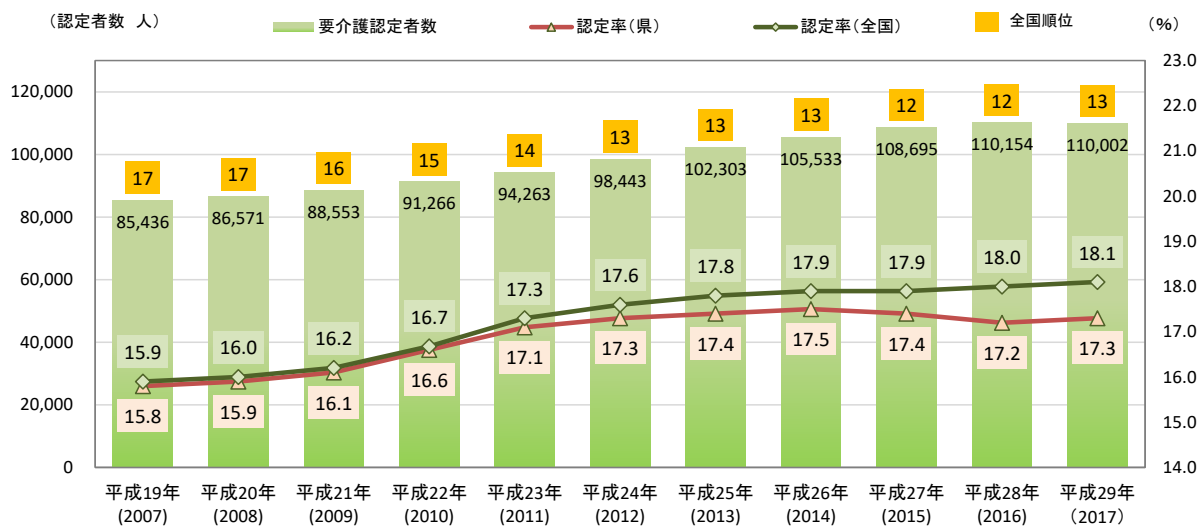
【高齢者世帯の推移】



資料：総務省「国勢調査」(平成17年～平成27年)、長野県企画振興部による推計

③要介護（要支援）認定者数の推移

長野県の要介護（要支援）認定者数は、平成 28 年をピークに近年横ばい傾向にあります。
【要介護（要支援）認定者数の推移】

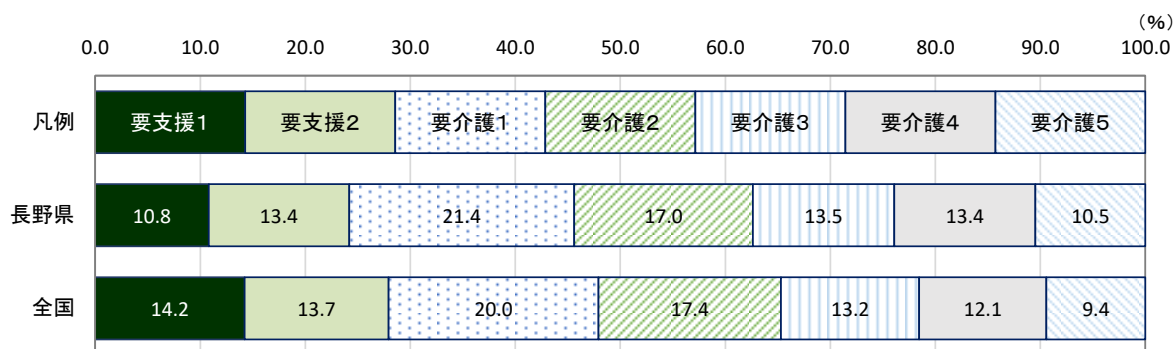


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成 28, 29 年度のみ「介護保険事業状況報告（月報）」）

④要介護（要支援）認定者の要介護度の分布状況

要介護度別の分布状況は、全国に比べて要支援の割合は低く、要介護の割合が高い傾向にあります。

【要介護度別分布状況】

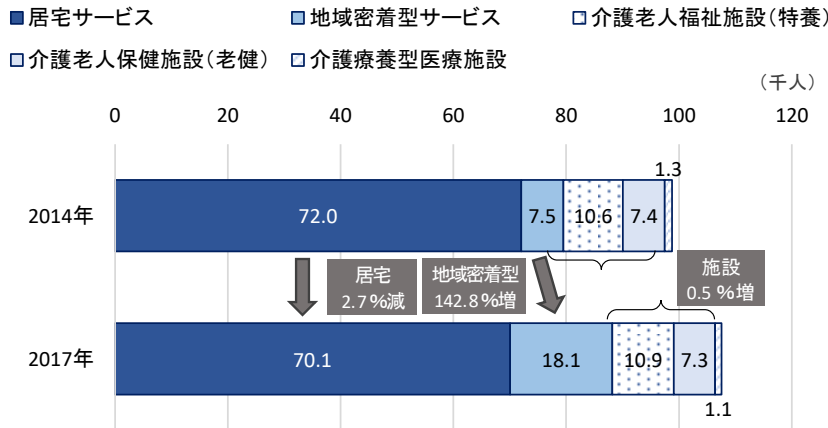


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」 平成 29 年 3 月分

⑤介護サービス利用者数の推移

介護サービスの利用者数は、平成 26 年と比較すると、居宅サービスと施設サービスの利用者はほぼ横ばいとなっている一方、地域密着型サービスは、定員 18 人以下の小規模通所介護が平成 28 年4月から地域密着型サービスへ移行したことにより利用者が大きく増加しています。

【介護サービス利用者数の推移】



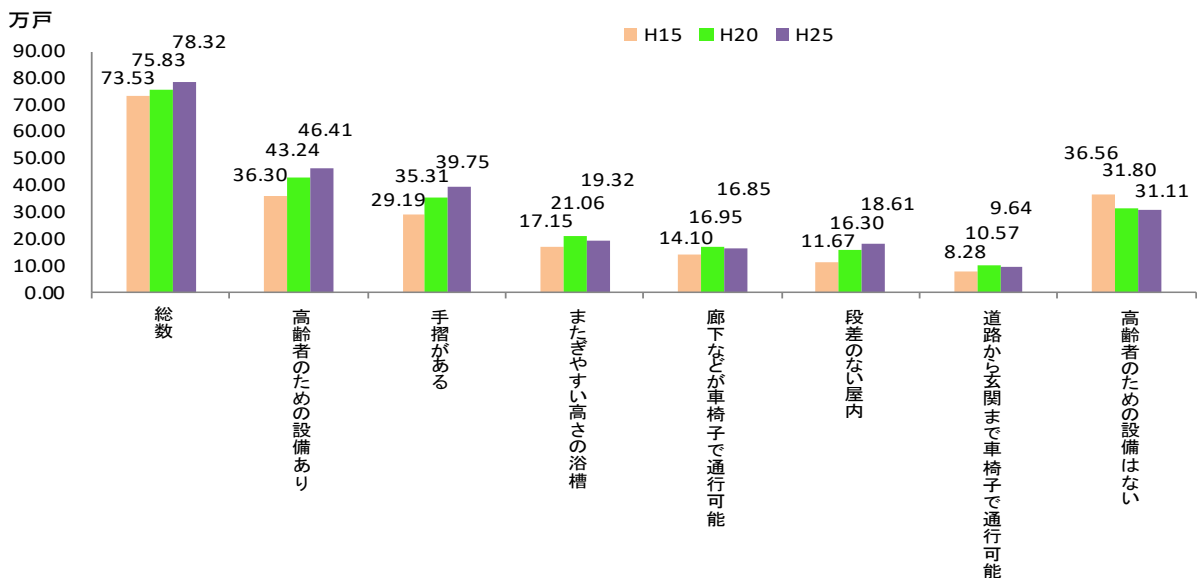
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

⑥高齢者の住まい等の状況

◇高齢者のための設備がある住宅

長野県内で高齢者のための設備がある住宅は、46.41 万戸で、前回(平成 20 年)調査時よりも3万戸余り増加しています。手摺の設置(39.75 万戸)や、段差の解消(18.61 万戸)などです。

【高齢者のための設備のある住宅】



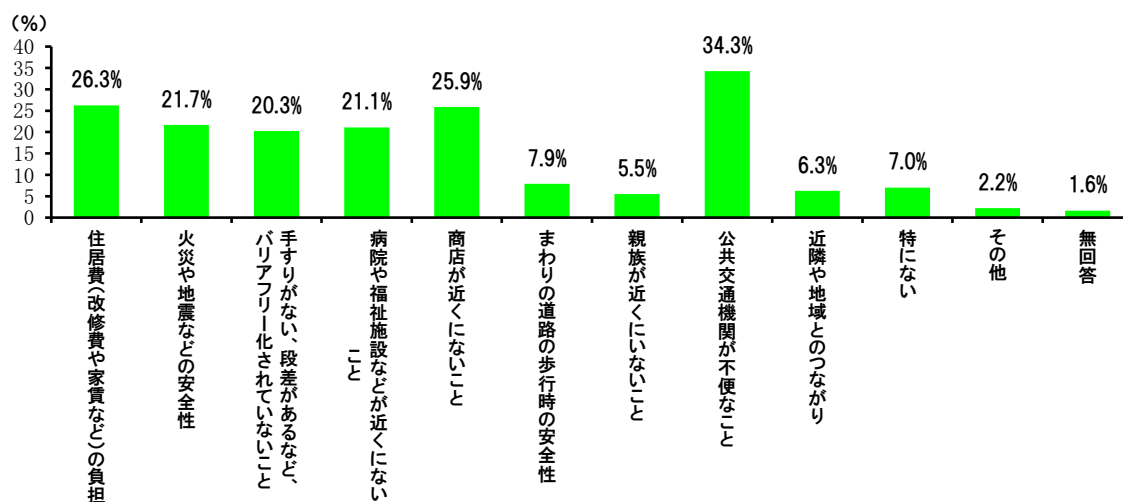
資料：国土交通省「平成 25 年住宅・土地統計調査」

⑦高齢時の住まいに関する意向

◇高齢時のすまいへの不安

高齢となった際の住宅の不安について尋ねたところ、「公共交通機関が不便なこと」が34.3%と最も多く、次いで「住居費(改修費や家賃など)の負担」26.3%、「商店が近くにないこと」25.9%などが挙げられています。

【高齢時のすまいへの不安】

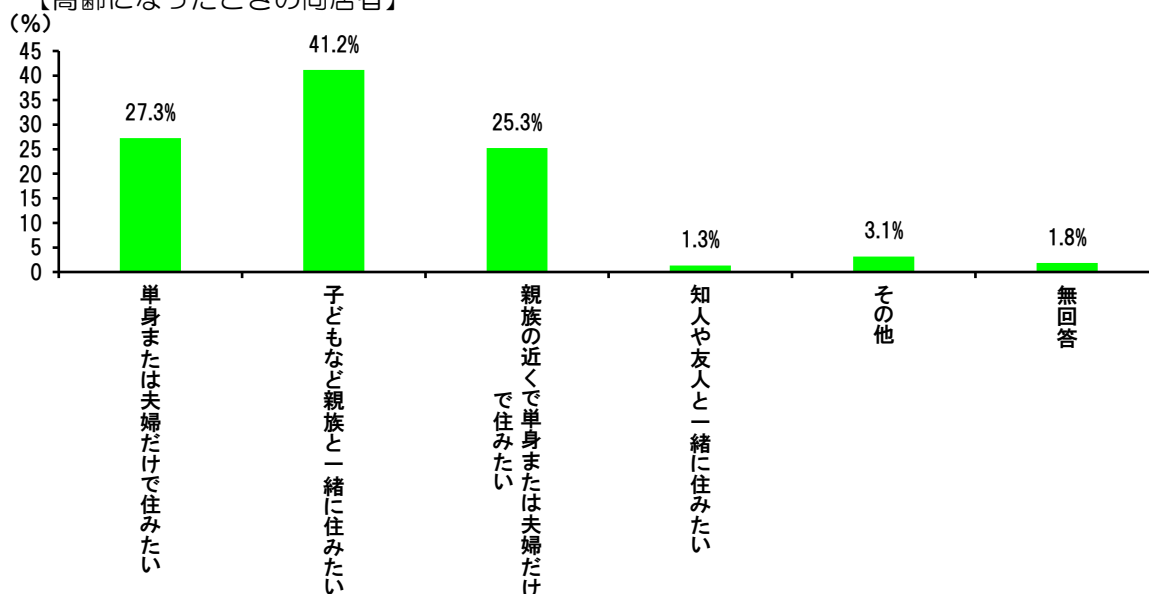


資料：「長野県住まいに関する県民アンケート調査」(平成27年度)

◇高齢時の住まい方

高齢者となったときの同居者についての問いに対し、約4割が「子供など親族と一緒に住みたい」を希望し、次いで「単身または夫婦だけで住みたい」が27.3%で続き、「親族の近くで単身または夫婦だけで住みたい」25.3%となっています。

【高齢になったときの同居者】



資料：「長野県住まいに関する県民アンケート調査」(平成27年度)

【第2章】基本的な方向性

高齢者を取り巻く状況を踏まえ、「長野県高齢者居住安定確保計画」の基本目標を次のとおり設定します。

1 基本目標（目指す姿）

「高齢者が安心ですこやか、 自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現」

安心ですこやかな“住まい”の確保は、全世代を通じた共通の望みです。

高齢者の居住の安定を実現するために、安全・安心を下支えし、安定させていくものとして、高齢者が長年生活した住み慣れた自宅や地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会環境を構築していくことが重要です。

また、高齢者が健康で生き活きと暮らし続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた多様な住まい（環境配慮型・バリアフリー化された住宅、サービス付き高齢者向け住宅、要介護状態の高齢者を受け入れる施設など）が整備され、それぞれの住まいでの生活を可能にする十分なサービス（医療・介護・予防・生活支援の各サービスなど）が確保され、地域住民がお互いに支え合い、関係機関が相互に連携し、包括的に支援する体制が必要となります。

長野県高齢者居住安定確保計画では、高齢者にとって安心ですこやかに、自分らしく住み慣れた地域で暮らせる住まいの実現を目指します。

この基本目標は、長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン 2.0～（平成30年度～平成34年度）を踏まえ、

「長野県住生活基本計画」（平成28年度～平成37年度）に定める5つの目標のうち、

- 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり
- 災害に強く快適で健康な住まいづくり
- 誰もが安心して暮らせる住まいの提供
- 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり

併せて、

「長野県高齢者プラン」（平成30年度～平成32年度）に定める基本目標、

- 長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州から派生したものです。

<参考> 関連する計画が掲げる目標等

長野県住生活基本計画	長野県高齢者プラン
<p>【基本理念】 ～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～ 安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして</p>	<p>【基本目標】 長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州</p>
<p>【計画の目標】 第3章 計画の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり ○災害に強く快適で健康な住まいづくり ○誰もが安心して暮らせる住まいの提供 ○地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり ○地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展 	<p>【基本方針】 第2章第3節 施策推進の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期までに整備された地域包括ケア体制の深化 ○多職種連携による地域ネットワークの構築 ○都市部や中山間地域などの地域に応じた取組の推進

2 視点（目標実現に向けての着眼点）

本計画は、「高齢者が安心してすこやか、自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現」を目指して、次の視点を念頭において施策の推進を図っていきます。

（1）自分らしく暮らす

住み慣れた地域や自宅で暮らす、自分自身で“住まい”を選択するという、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしく暮らしていける住まいの実現が必要です。

（2）住み慣れた地域で暮らす

地域住民がお互いに支え合い、関係機関が相互に連携し、包括的に支援することにより、介護が必要な高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会の実現が必要です。

3 施策の方向性

【基本目標】「高齢者が安心ですこやか、自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現」に向け、2つの視点(着眼点)を踏まえ、以下を施策の方向性として定め、それぞれの方向性の下で施策展開を図っていきます。

施策の方向性1：一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

施策の方向性2：提供されるサービス等の充実

施策の方向性1：一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

- 長野県内では、今後も高齢化の進展や要介護認定者数の増加が見込まれていますが、平成28年度に実施した「高齢者生活・介護実態調査」で、多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域で住み続けたい希望を持っていることから、住宅内での事故の予防や、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅で生活が継続できるよう、住宅のバリアフリー化や高断熱・高气密等の環境性能に配慮した高齢者の暮らしに優しい住宅の整備を促進します。
- また、単身、夫婦のみ等、高齢者のみの世帯割合が増加していることや、心身の機能の低下に伴い、緊急時の対応への不安感や現在の住まいのバリアフリー化の問題などにより、自宅で継続して生活することが困難なケースに対応するため、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等の安定的な供給を図る等、一人ひとりのニーズや身体状況に対応した、安心して暮らせる住まいの確保を図ります。
- 在宅での介護や生活の継続が困難な要介護高齢者の住まいとして、必要な施設の整備を有料老人ホーム等の多様な住まいの整備見込み数も踏まえ、計画的に進めます。
整備にあたっては、家庭に近い雰囲気これまでと変わらない生活が送れるよう、個室・ユニット型の整備を推進します。

施策の方向性2：提供されるサービス等の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域住民がお互いに支え合い、専門的な支援が必要な場合には、医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携し、包括的に支援することが必要です。このため、これまでに推進されてきた地域包括ケア体制をより深化・推進していくために、市町村等への支援や医療・介護の連携等に向けた取組の推進等を行います。
- 介護保険制度が適正に運用され、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業所に対して、分かりやすい制度説明や適切な指導、監査を実施します。
また、居宅介護支援事業所や地域密着型などの事業所に対し、市町村が適切に事業者指導等を行えるよう支援することにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護サービス事業者が苦情に適切に対応し、適正なサービスが提供されるよう、事業者に対して必要な指導等を行います。
また、介護サービスの利用者が、適切な事業所を選択できる介護サービス情報の公表制度のさらなる周知を図るなど、適切な介護サービスの提供を行います。

4 施策の推進

計画の「基本目標」と「施策の方向性」、後述する「施策の展開」を実現するには、関係する各主体が連携・協働して施策を推進することが求められます。このため、“住まい手”である高齢者とその家族、“住まい”と“サービス”を提供する事業者、高齢者の住まいと生活をサポートする住宅分野と医療・介護・福祉等分野の専門家・NPOなど地域に密着したサービス提供事業者、住宅行政・健康福祉行政を担う県・市町村が、相互に連携・協働して、安心ですこやかに、自分らしく住み慣れた地域で暮らす“住まい”の実現に取り組みます。

【第3章】施策展開

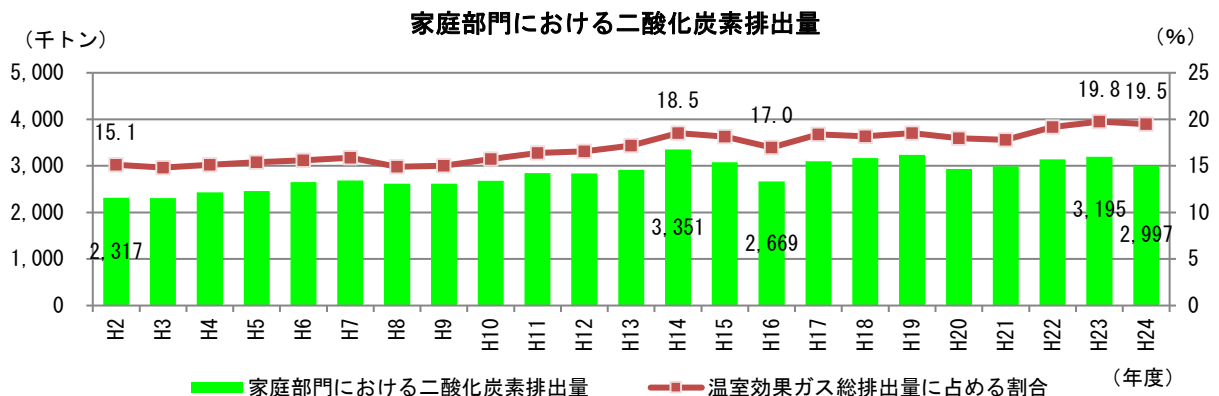
第1節 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

- (1) 健康長寿に適した住まいづくり
ア 快適で健康な居住空間の確保

現状と課題

- 高齢者が在宅で急な疾病(脳卒中などの血管系の事故)に見舞われる要因の一つに、住宅内での急激な温度差による、いわゆるヒートショックが挙げられます。住宅内での急な疾病の発生を予防するためには、居間や食堂と浴室、玄関、トイレなどとの温度差を出来る限りなくす必要があります。
- 住宅内の温度差をなくすには、住宅の“断熱化”が有効です。そのためには、各住宅に合わせた方法(窓を断熱2重サッシ及び木製サッシにする、玄関ドアを断熱性能の高いものにする、浴室を断熱構造にする、熱伝導の低い木材による床とする等)により、適切な温度を保持し、住宅内の温度差の少ない環境を整える必要があります。
- 高齢者に優しい住宅とするために住宅の環境性能等を高めることは、暖房使用の減少などを通じて、地球環境への負荷を減らすことにつながります。人に優しい住宅は環境負荷の軽減にも貢献する、環境と共生する住宅であることを、より一層意識していく必要があります。
- 平成24年度(2012年度)の家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成2年度(1990年度)比29.3%増の299万7千トンで、県内の温室効果ガス総排出量の19.5%を占めています。「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」の削減目標である平成32年度(2020年度)において194万6千トン、平成42年度(2030年度)において132万6千トンに向けて、一層の取組が求められています。

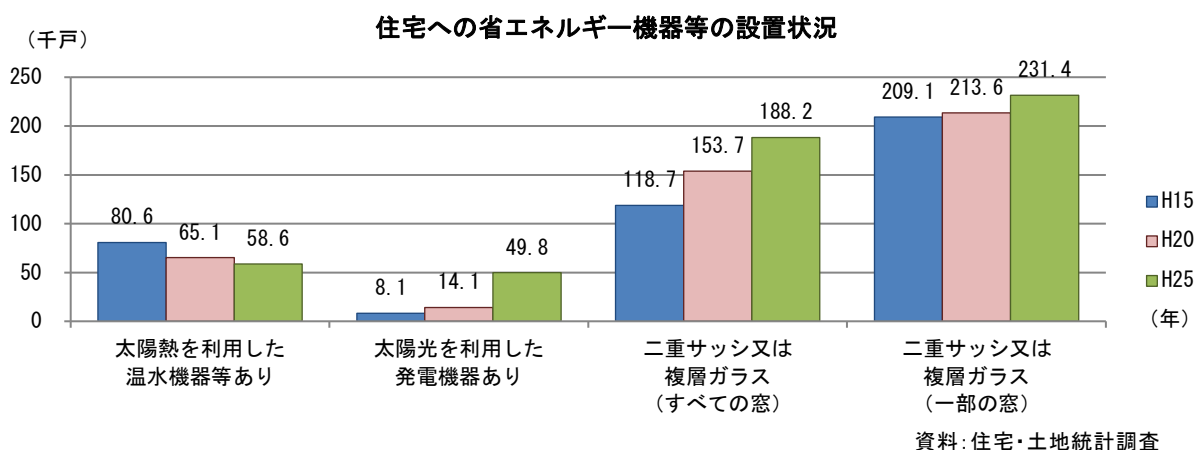
【家庭部門二酸化炭素排出量の推移】



資料：長野県環境部

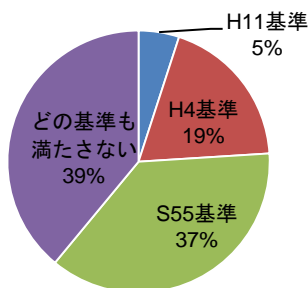
○住宅への省エネルギー設備等の設置状況は、「太陽光を利用した発電機器」のある住宅や、「二重サッシ又は複層ガラス」のある住宅が増えていますが、平成25年(2013年)における居住世帯のある住宅78万3200戸に対しては、まだ一部にとどまっている状況です。

家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上が求められています。



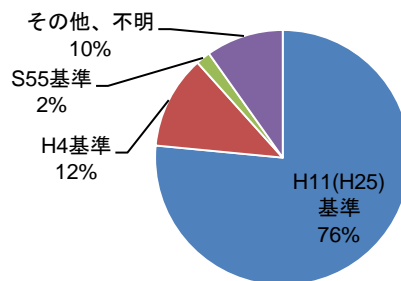
○住宅の断熱・気密性能は、健康にも影響を与える室内の温熱環境を整える上で重要な要素ですが、平成24年(2012年)における全国の住宅ストックの状況では、十分な断熱性能を持つ住宅は全体の5%に過ぎず、ほぼ無断熱の住宅が約4割を占めています。また、新築される住宅の状況を見ると、県内においては76%の住宅が最新の基準を満たしていますが、2割強の住宅は不十分な断熱性能となっています。

全国における住宅ストックの断熱性能



資料: H24 国土交通省推計

県内における新築住宅の断熱性能



資料: H27 新築住宅性能実態調査(建設部)

イ バリアフリーに配慮した生活空間の整備

現状と課題

- 住宅内での事故の発生により高齢者が怪我を追うケースが後を絶ちません。その割合は8割近くとなっています。住宅における事故の発生場所は、居室(45.0%)、階段(18.7%)、台所・食堂(17.0%)などとなっています。

【高齢者の事故発生場所】

住宅	民間施設	一般道路	海・山・川等	公共施設	公園・遊園地	その他	不明
77.1%	8.2%	6.9%	3.3%	1.5%	0.3%	2.4%	0.3%

資料：独立行政法人国民生活センター（平成 25 年 3 月）

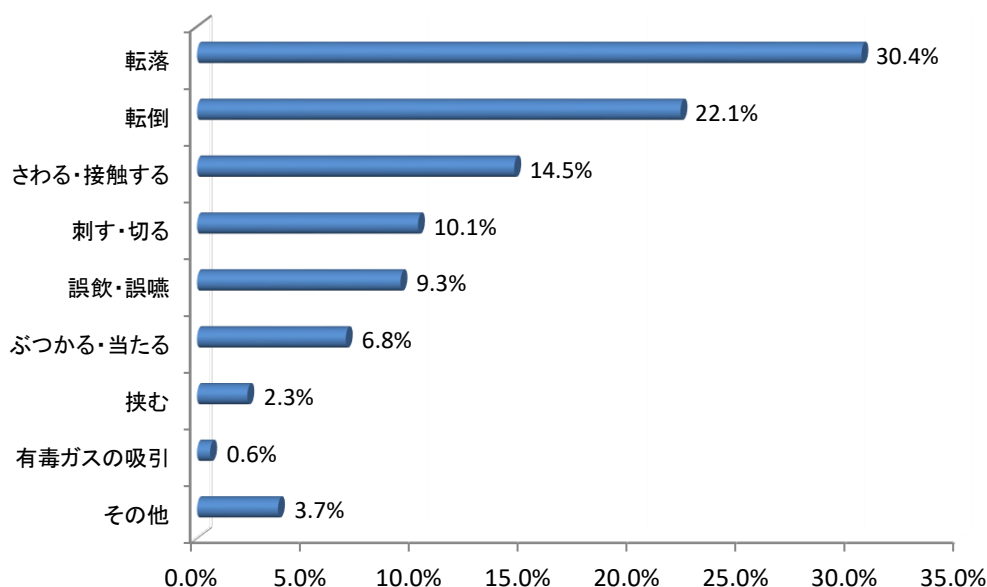
【高齢者の家庭内事故の発生場所】

居室	階段	台所・食堂	玄関	洗面所	風呂場	廊下	トイレ	その他
45.0%	18.7%	17.0%	5.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.5%	4.4%

資料：独立行政法人国民生活センター（平成 25 年 3 月）

- 高齢者の事故のきっかけとしては、「転落」が 30.4%、「転倒」が 22.1%となっており、階段などの段差でつまずく、足がもつれてぶつかる、ベッドから転落するなどのケースが多い傾向にあります。

【高齢者の事故のきっかけ】

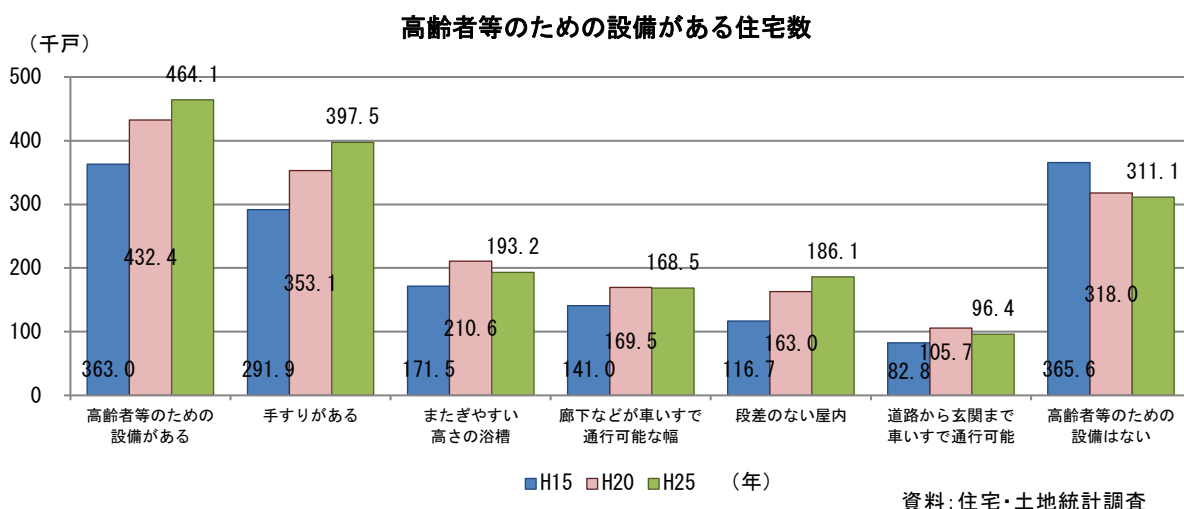
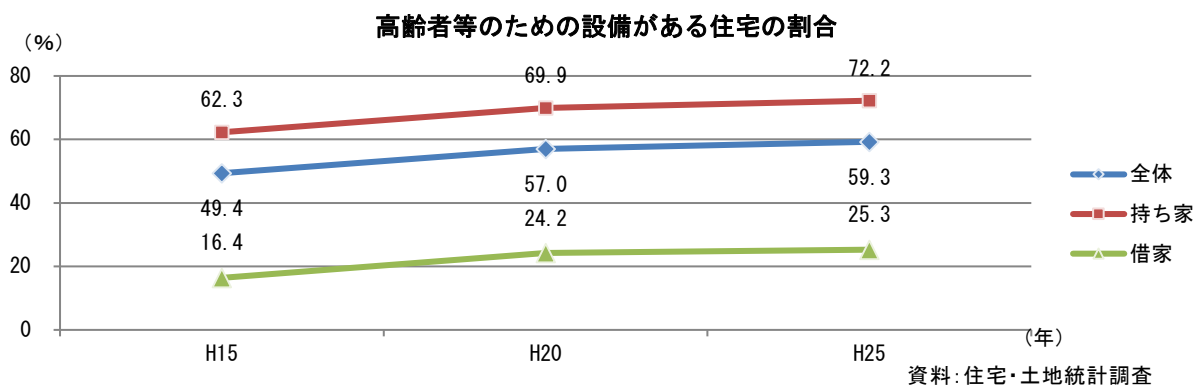


資料：独立行政法人国民生活センター（平成 25 年 3 月）

- こうした住宅内での事故を未然に防止し、また事故に遭った後の暮らしを安全・安心なものとするために、床の段差の解消や、階段、廊下などへの手摺の設置など、住宅のバリアフリー化をこれまで以上に促進して行く必要があります。そのためには、福祉分野の地域包括支援センター職員等と建築事業者等との連携も必要です。

○平成 25 年(2013 年)における高齢者等のための設備がある住宅^{*}の割合は 59.3%となっており、設備がない住宅が4割を超えている状況です。特に貸家については、設備のある住宅が4分の1程度にとどまっています。

(※「手すりがある」、「またぎやすい高さの浴槽」、「廊下などが車いすで通行可能な幅」、「段差のない屋内」、「道路から玄関まで車いすで通行可能」のいずれかを満たす住宅)



○高齢者が自宅等の住居内の段差などにより転倒し、介護が必要となるケースが多い(介護・介助が必要になった主な原因:転倒や骨折 14.6%「平成 28 年度高齢者生活・介護実態調査」)ため、住宅のバリアフリー化を進める必要があります。
長野県では、高齢者にやさしい住宅改良促進事業により、日常生活をできる限り自力で行えるようにする居室等のバリアフリー化を支援してきました。

○長野県の全世帯数のうち、手摺(すり)の設置や入り易い浴槽の設置など、高齢者のために何らかの設備がある世帯の割合は6割近くとなっていますが、バリアフリー化など、高齢者ひとり一人の状態に応じた、十分な対応が図られているとは言えない状況にあります。

- 在宅での生活を望む高齢者の割合が高い中、身体機能の低下を補いながら、健康と環境にも配慮しながら、住宅内での事故や突然の疾病の発生を防ぎ、地域の様々なサービス利用しながら、在宅生活の継続が実現できるように、既存住宅の積極的なバリアフリー化や住宅の高断熱化を促進する必要があります。

施策の展開

◆環境・健康への配慮

- 長野県の気候、風土に適したパッシブハウスや、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)、ライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM 住宅)等の高性能省エネルギー住宅について、普及を促進します。
- 高性能省エネルギー住宅の建設に対する補助金や税制上の特例措置、融資制度等の活用により、普及を推進します。
- 心筋梗塞や脳血管障害等につながる住宅内のヒートショックを防ぐため、高断熱・高气密等の環境性能に配慮した環境配慮型住宅の普及を促進します。

◆安全な住環境への配慮

- 高齢者の身体機能が低下しても住み慣れた自宅で生活が続けられるように、段差解消、手すりの設置、浴室・トイレ改修など身体の状態に合わせた使いやすく、また介護サービスを受けやすい居住環境の改善を促進します。
- 法令に基づく届出制度等の活用により、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を推進します。
- 耐震化、省エネルギー化、バリアフリー化、県産木材活用などの良質なリフォームに対する助成等の支援により、既存住宅の性能向上を推進します。
- リフォームに関する相談体制を整備するとともに、リフォーム事例や税制特例措置等に関する情報提供を行います。

《目標値》

区分	現状（年度）	目標値
	H25 (2013年)	H37 (2025年)
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	48%	80%

(2) 安心して暮らせる住まいの提供
 ア セーフティネットとしての公営住宅の確保

現状と課題

○公営住宅の入居世帯数は、平成 28 年(2016 年)4月1日現在で 27,422 世帯となっています。うち高齢者世帯は平成 23 年(2011 年)と比較して 1,145 世帯増加しており、入居世帯に占める割合も約4割となっています。特に、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

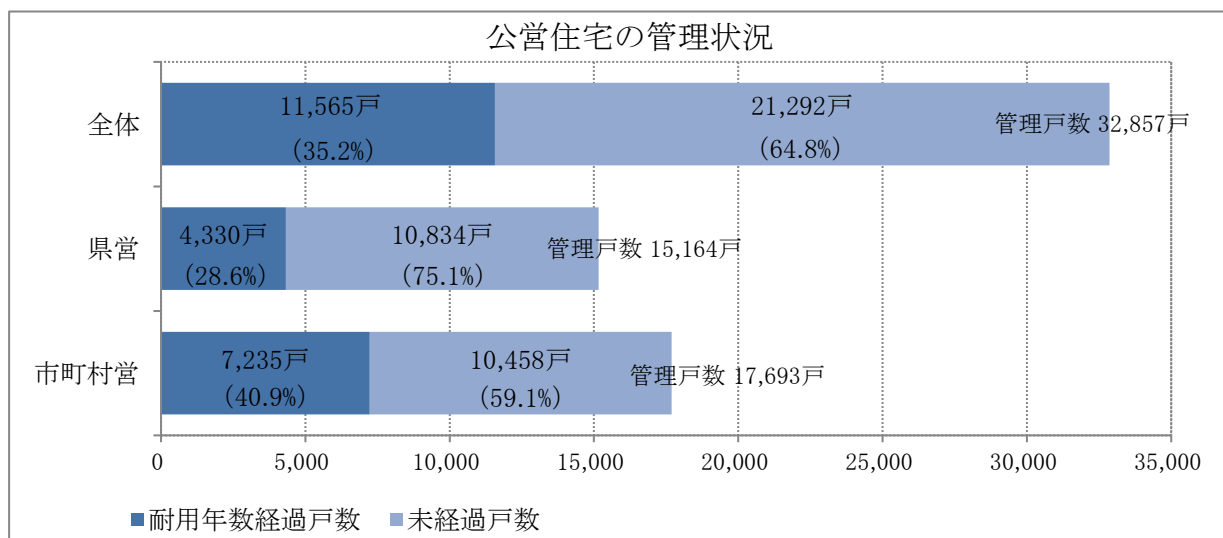
【公営住宅入居世帯の状況】

区分	H28. 4. 1		H23. 4. 1		増 減		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
入居世帯	27,422		30,361		△ 2,939		
高齢者世帯	単 身	6,724	24.5%	5,950	19.6%	774	4.9
	夫婦のみ	1,901	6.9%	1,621	5.3%	280	1.6
	その他	2,566	9.4%	2,475	8.2%	91	1.2
	合 計	11,191	40.8%	10,046	33.1%	1,145	7.7
障がい者世帯	3,820	13.9%	3,372	11.1%	448	2.8	
ひとり親世帯	3,613	13.2%	4,321	14.2%	△ 708	△ 1.1	
外国人世帯	1,407	5.1%	1,810	6.0%	△ 403	△ 0.8	

資料：建設部まとめ

- 公営住宅は高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)に安定した居住を確保する、住宅セーフティネット機能を有しています。公営住宅の供給にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、セーフティネット機能が果たされる必要数を確保する必要があります。
- 老朽化した公営住宅が増加しているため、これらの団地の建替えにあたっては立地条件に優れた市街地への統合建替えを進める等により、高齢者等の居住者の利便性向上を図る必要があります。

【公営住宅の管理状況】



資料：長野県建設部建築住宅課公営住宅室（平成 29 年 4 月 1 日現在）

○現在、県内 10 の公営住宅団地に高齢者生活支援施設が併設されていますが、これからの高齢者数の増加を見据えて、居住の安定確保のために、高齢者生活支援施設の併設など、公営住宅の福祉目的活用の推進について検討していく必要があります。

【公共賃貸住宅団地での高齢者生活支援施設等の併設状況】

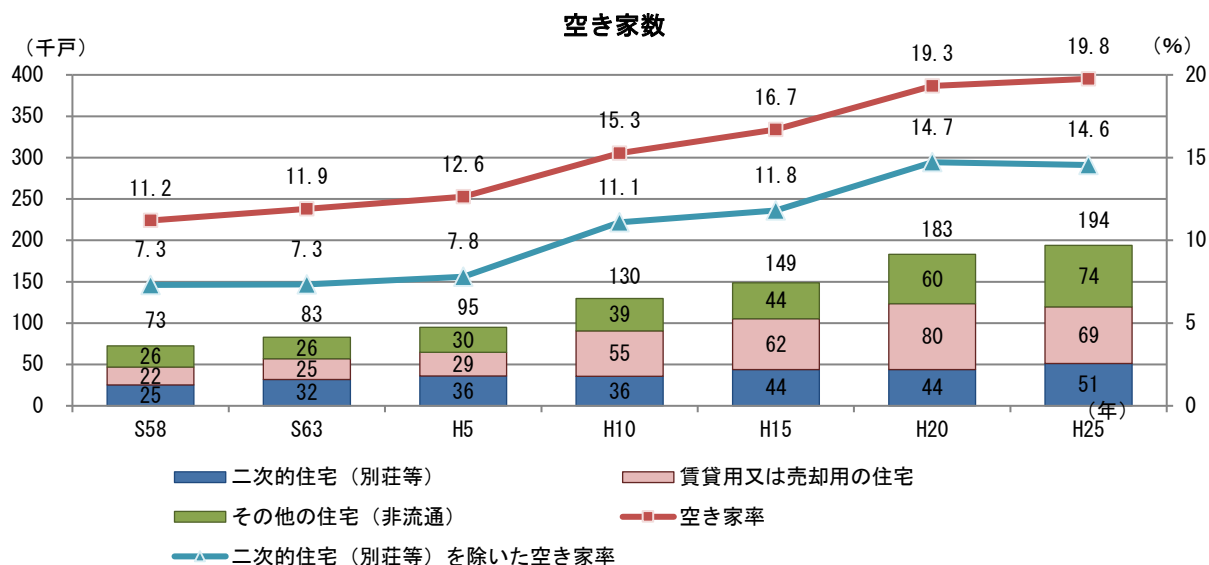
事業主体	団地名	併設されている高齢者生活支援施設等
県	稲荷山団地	デイサービスセンター
	柳町団地	デイサービスセンター
	蟻ヶ崎団地	デイサービスセンター
	別所団地	生活相談室・団らん室
松本市	大手団地	福祉ひろば
須坂市	末広団地	デイサービス
伊那市	城南団地	いきいき館
駒ヶ根市	東飯坂団地	生活相談室
茅野市	ひばりヶ丘団地	特別養護老人ホーム
佐久市	サングリモ中込	佐久市シルバーサロン

資料：長野県建設部建築住宅課公営住宅室

イ 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実

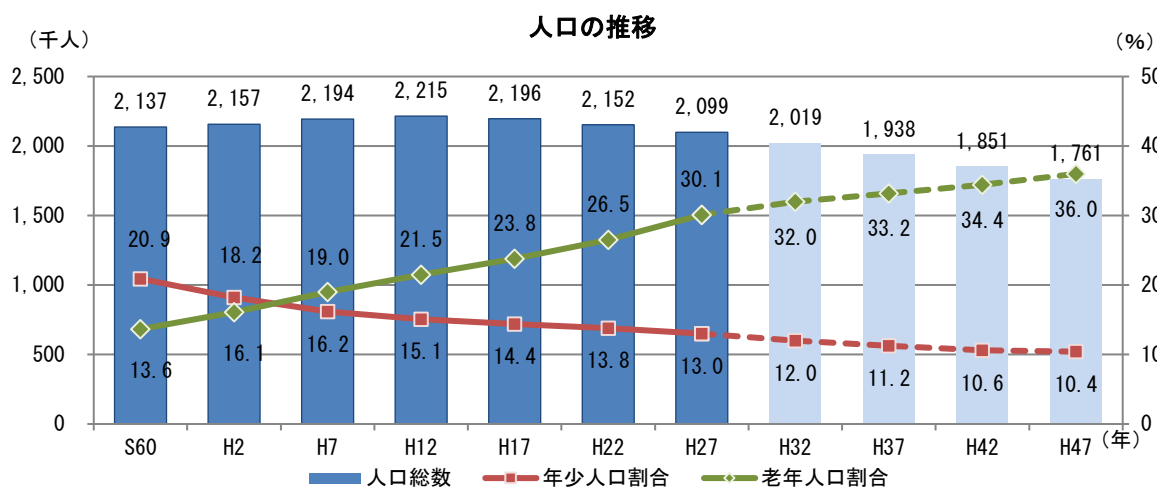
現状と課題

○空き家は一貫して増加しています。平成 25 年(2013 年)における別荘等の二次的住宅を除いた空き家数は約 14 万3千戸となっており、総住宅数の 14.6%を占めています(都道府県で多い方から 16 番目)。別荘等の二次的住宅を含めた空き家数は 19 万4千戸で、総住宅数の 19.8%に上っています(都道府県で多い方から2番目)。



資料：住宅・土地統計調査

○高齢化率(老年人口割合:65 歳以上の割合)は、年々上昇しています。かつては 10%台でしたが、平成 27 年(2015 年)には 30.1%に達しており、平成 47 年(2035 年)には 36.0%まで上昇すると見込まれています。



資料：H27 までは国勢調査、H32 以降は国立社会保障・人口問題研究所推計

- 高齢者のいる世帯の持家比率は高くなっていますが、一人暮らしの高齢者の世帯では、施設や県営住宅等の共同住宅への入居希望が高くなっていることから、低額な家賃の住まいを確保することが必要です。
- 一方、高齢者が民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸住宅の所有者が高齢者の入居に対する不安から入居を拒否するケースもあることから、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援も必要です。

施策の展開

◆公営住宅の公平で的確な供給

- 住宅の確保が困難な高齢者については、公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能が果たされるよう、公営住宅の供給にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえつつ必要数を確保します。

◆公営住宅の計画的な建設、建替えと長寿命化の促進

- 長野県県営住宅プラン 2016 及び市町村公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の居住環境の改善を図るため、建替え、改修等を推進します。
- 小規模な県営住宅の統廃合を進めるとともに、老朽化など解決すべき課題を共有する市町村営住宅との協働建替えを推進します。
- 高齢者世帯の増加等、社会・経済情勢の変化に伴う新たな需要に対する市町村営住宅の新規建設を支援します。
- 老朽化した公営住宅の居住環境の改善や長寿命化を図るためのリフォームを推進し、高齢者配慮住宅等の整備を行います。
- 老朽化した公営住宅の市街地への統合建替え等により、高齢者等の居住者の利便性の向上を図ります。

◆県、市町村及び住宅供給公社の役割分担を踏まえた公営住宅の供給、運営

- 県、市町村及び住宅供給公社の役割分担を踏まえつつ、住民の居住ニーズによりきめ細やかに対応するため、連携して公営住宅の供給・運営を進めます。
 - 県:市町村施策の補完と広域的な需要に対応した公営住宅の運営
 - 市町村:地域の実情に応じた公営住宅の主体的な運営
 - 住宅供給公社:公営住宅の管理等受託機関として、県、市町村の運営を支援

○高齢者も含め、公営住宅等の入居希望者の利便に資するため、管理主体の連携により、県営住宅、市町村営住宅等の空き家情報の一元的な管理体制の整備を進めます。また、県営住宅にあつては、高齢者が優先的に入居できるよう入居抽選時における配慮を実施します。

◆公営住宅の福祉目的活用等の推進

○高齢者等の居住の安定の確保を図るため、福祉目的空き家の確保やグループホームへの改修等により、公営住宅の福祉目的活用を推進します。

◆民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実

○住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、市町村、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等と連携を図り、民間賃貸住宅に関する情報提供や相談体制の整備を進めます。

○公営住宅を補完するものとして、民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして活用する仕組みの導入の検討を進めます。

《目標値》

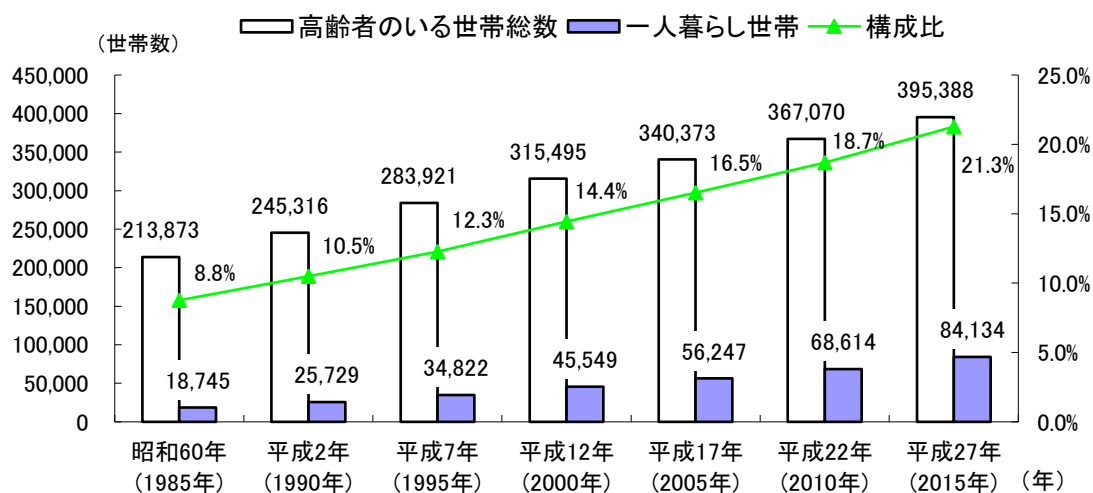
区分	平成 28 年度～32 年度 (2016 年度～2020 年度) (前半 5 年間)	平成 28 年度～37 年度 (2016 年度～2025 年度) (10 年間)
公営住宅の供給量	7,550 戸	15,100 戸
県営住宅	3,400 戸	6,800 戸
市町村営住宅	4,150 戸	8,300 戸

(3) 多様な住まい方への支援

現状と課題

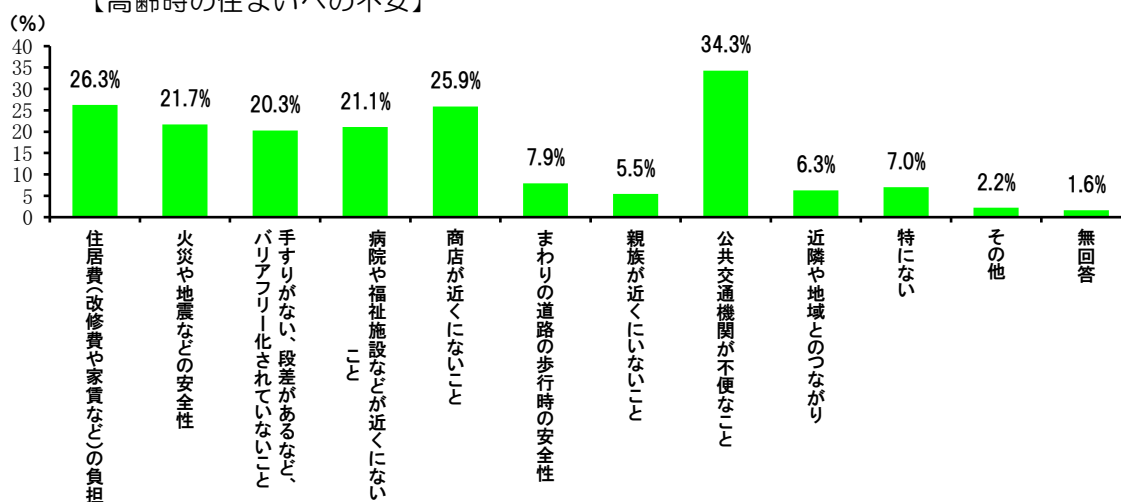
○ひとり暮らし、夫婦等高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、公共交通機関が不便なことや、住居費(改修費や家賃など)の負担、身体機能の低下等に伴う買物や災害、通院時の不安、住宅がバリアフリー化されていないことに対する不安を持つ高齢者が相当数います。

【長野県の高齢者単身（一人暮らし）世帯数の推移】



資料：総務省「国勢調査」

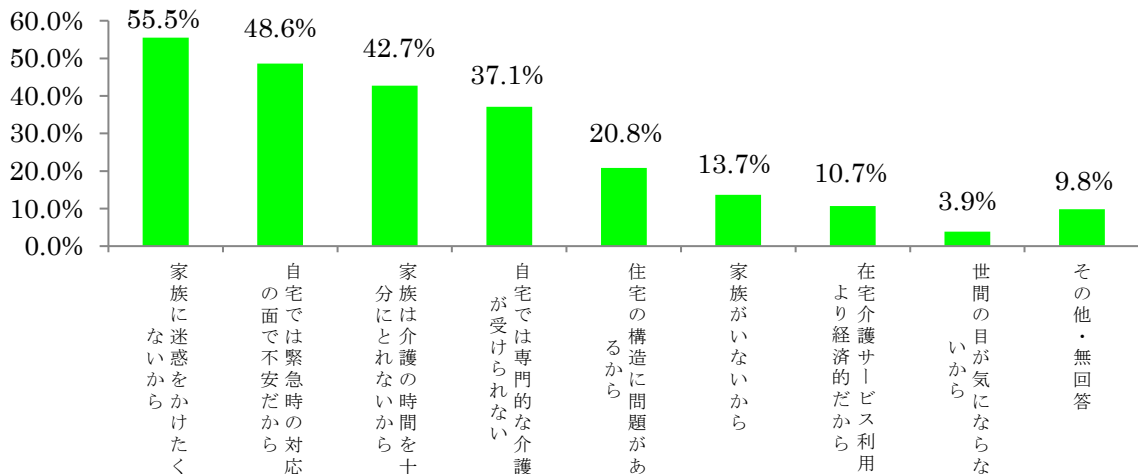
【高齢時の住まいへの不安】



資料：「長野県住まいに関する県民アンケート調査」(平成27年度)

○また、高齢者の多くは、長年住み慣れた自宅で生活を続けることを望んでいますが、「自宅では、急な容態変化や介護者の都合等緊急時の対応の面で不安(48.6%)」などの理由から、施設入所や共同住宅での生活を考える方も多く、「自宅では専門的な介護が受けられない(37.1%)」、「住宅の構造に問題がある(20.8%)」など様々な理由により住み替えを考える高齢者も見られます。

【施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する理由】



資料：「長野県 高齢者生活・介護に関する実態調査」（平成 28 年度）

- 高齢者が安全と安心を感じながら暮らせる社会の実現を図るには、高齢者の住まいが安定的に確保されることが重要です。
- 軽費老人ホームは低額な料金で高齢者が安心して生活することができる施設として大きな役割を果たしています。
- 養護老人ホームは開設から相当年数が経過し、老朽化による改築が進められています。
養護老人ホームは困難な生活課題を抱える高齢者の自立支援のための施設ですが、関係機関と連携し、入所者の地域移行を進める必要があります。
- 平成 27 年度から特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上とされたこともあり、比較的入居までの期間が短く入居しやすい有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が着実に進んでいます。特に近年、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいの選択肢として、都市部でニーズが高まっています。
- 有料老人ホーム等では中重度の入居者が増えており、特定施設サービス計画に基づき介護保険のサービスを提供できる特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設（介護付き有料老人ホーム）が増えています。

- 平成 28 年(2016 年)5 月 31 日現在、県内では 26,690 か所の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されており、全国で2 番目に多く、そのうち土砂災害特別警戒区域は 21,332 か所で全国最多となっています。土砂災害のおそれのある区域における安全対策が求められています。
- ひとり暮らし等に対する不安や住宅のバリアフリー化に対応できないこと等により、自宅で継続して生活することが困難なケースに対応するため、住宅施策と健康福祉施策を連携させた総合的な取組みが必要です。

施策の展開

◆多様な住まい方の整備

- 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウスなど、多様な高齢者向けの住まいの整備を支援します。
- 高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、民間事業者等の創意工夫による運営が可能な有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、民間活力による良質で低廉な賃貸住宅の普及を図ります。

◆軽費老人ホーム

- 低所得の高齢者の自己負担を軽減し、施設で安心した暮らしができるよう、引き続き、施設が減免した事務費に対する支援を行います。

◆養護老人ホーム

- 老朽化が進んでいる養護老人ホームについては、施設の改築に対して支援するとともに、地域移行が可能な高齢者に対しては、地域包括支援センターの協力や地域ケア会議等を活用することにより、就労・生活支援、低額な家賃の住まいの確保を行うなど、在宅生活に復帰できるよう支援します。

◆有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム等

- 有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者は年々重度化することが見込まれることから、入居者が必要な介護サービスを施設から受けることができる特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定め、計画的に指定を行います。
- 高齢者の多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいが選択できるよう、県ホームページで有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の概要を情報提供します。

○「サービス付き高齢者向け住宅」の登録にあたっては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に定める基準に加え、長野県独自に次の基準を設け、より良質な高齢者向けの住まいの提供を図ります。

◆暮らしを守る安全・安心な住まいづくり

○地震による倒壊を防ぎ、生命や暮らしを守るため、多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めます。

○自然災害に係るハザードマップの活用等による情報提供を進めるとともに、災害発生危険区域内における開発行為について、法令等に基づく制限を的確に運用します。

《目標値》

区分	現状（年度）	目標値
	H29 （2017年）	H32 （2020年）
養護老人ホーム（定員数）	1,732	1,697
ケアハウス（軽費老人ホーム）（定員数）	1,518	1,575
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） （定員数）	378	388
有料老人ホーム（定員数）	7,051（見込み）	
サービス付き高齢者向け住宅（戸数）	3,121（見込み）	

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準(概要)

《住宅に関する基準》

- ・各居住部分の床面積は 25 m²以上であること。ただし各部屋以外に、高齢者が共同して利用する居間や食堂や台所などの十分な面積を有する共用部分がある場合には、18 m²以上であること。
- ・各戸に、台所、トイレ、収納、洗面所、お風呂を備えたものであること。ただし、共用部分に台所、収納、お風呂を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されている場合には、各戸には備えなくても良い。
- ・バリアフリー構造であること。

《サービスに関する基準》

- ・食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等の高齢者支援サービスを提供すること。
- ・安否確認、生活相談サービスは必須であること。
- ・介護職員初任者研修課程修了者等のケアの専門家が、少なくとも日中常駐してサービスを提供すること。

《契約に関する基準》

- ・書面による契約であること。
- ・居住部分が明示された契約であること。
- ・権利金、その他の金銭を受領しない契約であること。
- ・入居者が入院した事又は入居者の心身の状況が変化したことを理由として入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行わないこと。
- ・家賃などの前払い金を受領する場合には、家賃などの前払い金の算定の基礎・返還債務の金額の算定方法が明示されていること。
- ・契約が終了した場合、家賃などの前払い金を返還すること。
- ・返還債務を負う事となる場合に備えて、家賃などの前払い金に対して必要な保全措置が講じられていること。

なお、長野県では、高齢者の居住の安定の確保に資するため、前記の基準に関して、さらに以下のとおり独自基準を設定します。

＜「サービス付き高齢者向け住宅」の登録に係る長野県独自基準＞

1 共同で利用する台所、収納設備又は浴室

(1) 共用部分に備える台所

ア 居住部分のある階ごとに各居住部分内に台所を備えていない戸数 10 戸に 1 箇所の割合で調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を設置すること。ただし、食事の提供サービスを行うサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）にあっては、居住部分のある階ごとに 1 箇所以上の共同で利用できる調理施設を設置すること。

イ 食事の提供サービスに使用する厨房は、共用部分に備える台所に含まれない。

(2) 共用部分に備える浴室

ア 居住部分のある階ごとに設置すること。ただし、エレベーターが設置されている場合を除く。

イ 共同で利用する個別浴室（浴槽及び洗い場を有するもの）による場合は、各居住部分内に浴室を備えていない戸数 10 戸あたり、1 箇所以上の個別浴室を備えること。ただし、10 人未満の端数がある場合は、別に 1 箇所設置すること。

ウ 複数の人数により利用が可能な共同浴室（浴槽及び洗い場を有するもの）を備える場合は、一度に利用できる人数（浴槽に入れる人数又は、カランの数による）に 10 を乗じて得た数が居住部分内に浴室を備えていない戸数に相当すること。ただし、男女が共同で利用する場合は、男女別（イとの併用可）に設置すること。

エ 住宅に併設されている高齢者生活支援施設に設置してある浴室のうち、施設の利用時間外に住宅の入居者が利用できる状態にあるものは、住宅の共用部分に備える浴室としても差し支えない。ただし、住宅の入居者の必要数が入浴できる相当程度の時間が確保されているものに限る。

オ 特殊浴室については、浴槽 1 箇所につき、個別浴室 2 箇所として計算する。

(3) 収納設備については、必ず各居住部分内に設置すること。

2 各居住部分の収納設備

各居住部分に設置する収納設備の大きさは、幅 60cm、奥行き 45cm、高さ 170cm 以上とすること。ただしこれと同等以上の収納空間及び利便性が確保される場合にあっては、この限りではない。

3 緊急通報装置

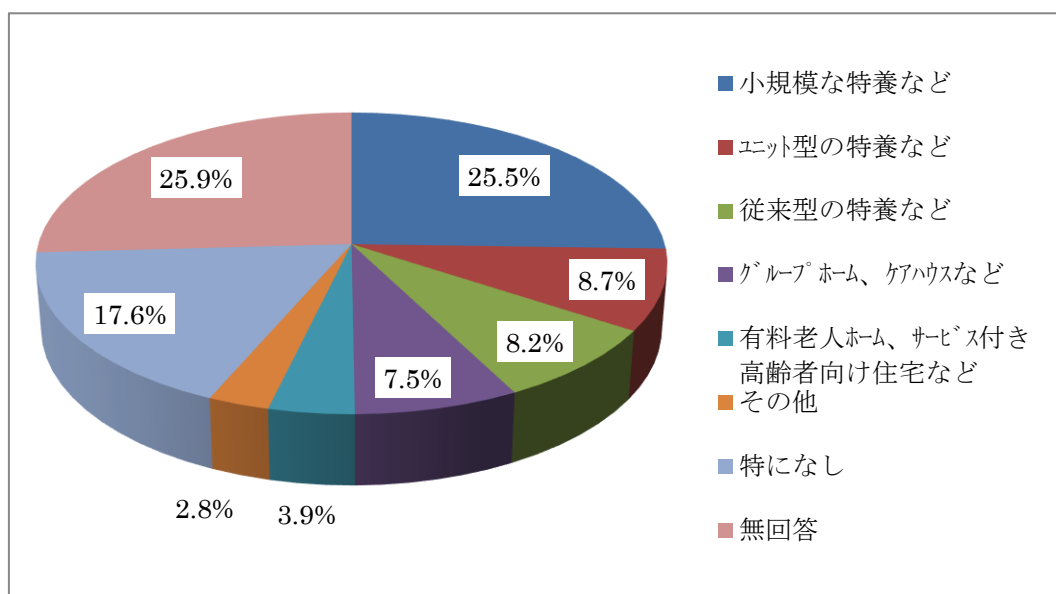
各居住部分の居住部分、便所及び浴室には、非常の際に入居者が住宅の管理者に通報できる緊急通報装置を備えること。

(4) 特別養護老人ホーム等施設の整備

現状と課題

- 老人福祉施設等の整備が進展した結果、平成 29 年3月末時点の在宅の特別養護老人ホームへの入所希望者数は 2,328 人となり、年々減少しています。
- 利用者のプライバシーに配慮し、できるだけ家庭に近い雰囲気で行生活することができる個室・ユニット型は特別養護老人ホームの定員数に占める割合が4割を超え、着実に整備が進んでいます。
- 身近な地域で家庭的なサービスを受けることができる地域密着型特別養護老人ホームの定員数は特別養護老人ホーム全体に占める割合が約 14%となり、着実に整備が進んでいます。
- 医学的管理の下で看護・介護サービスやリハビリテーションを提供する介護老人保健施設については、在宅復帰や在宅療養支援のための機能を更に強化することが求められています。
- 圏域ごとの介護保険施設のサービス見込量や介護保険施設ではない有料老人ホーム等の整備見込み数も踏まえながら、介護保険施設の整備を引き続き推進する必要があります。
- 介護療養型医療施設については、経過措置期間とされている平成 35 年度末までに、医療機関の意向や地域のニーズを踏まえ、介護医療院等への転換を支援する必要があります。

【希望する施設の形態】



資料：長野県「高齢者生活・介護に関する実態調査」（平成 28 年）

施策展開

◆特別養護老人ホーム等施設の整備に対する支援

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、圏域ごとの定員数と将来のサービス見込量との需給バランスを精査し、有料老人ホーム等の多様な住まいの整備見込み数も踏まえ、整備します。
- できるだけ身近な地域で家庭的な雰囲気の中で介護が受けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備を支援します。
- 利用者のプライバシーを守り、家庭に近い雰囲気でもれまでと変わらない生活が送れるよう、個室・ユニット型の整備を推進します。
- 介護老人保健施設については、医学的管理の元に看護・介護サービスやリハビリテーション等を提供して、在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、適正に評価します。
- 介護療養型医療施設が介護医療院等へ円滑かつ早期に転換できるよう、転換に伴い必要な施設整備に対して支援します。

《目標値》

区分	現状（年度）	目標値
	H29 （2017年）	H32 （2020年）
特別養護老人ホーム（定員数）	11,442	11,679
地域密着型特別養護老人ホーム（定員数）	1,828	2,098
特養における地域密着型施設の占める割合（％）	13.8	15.0
特養の定員数におけるユニット型の割合（％）	41.5	42.0

第2節 提供されるサービス等の充実

(1) 自宅や地域で健康でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアの推進

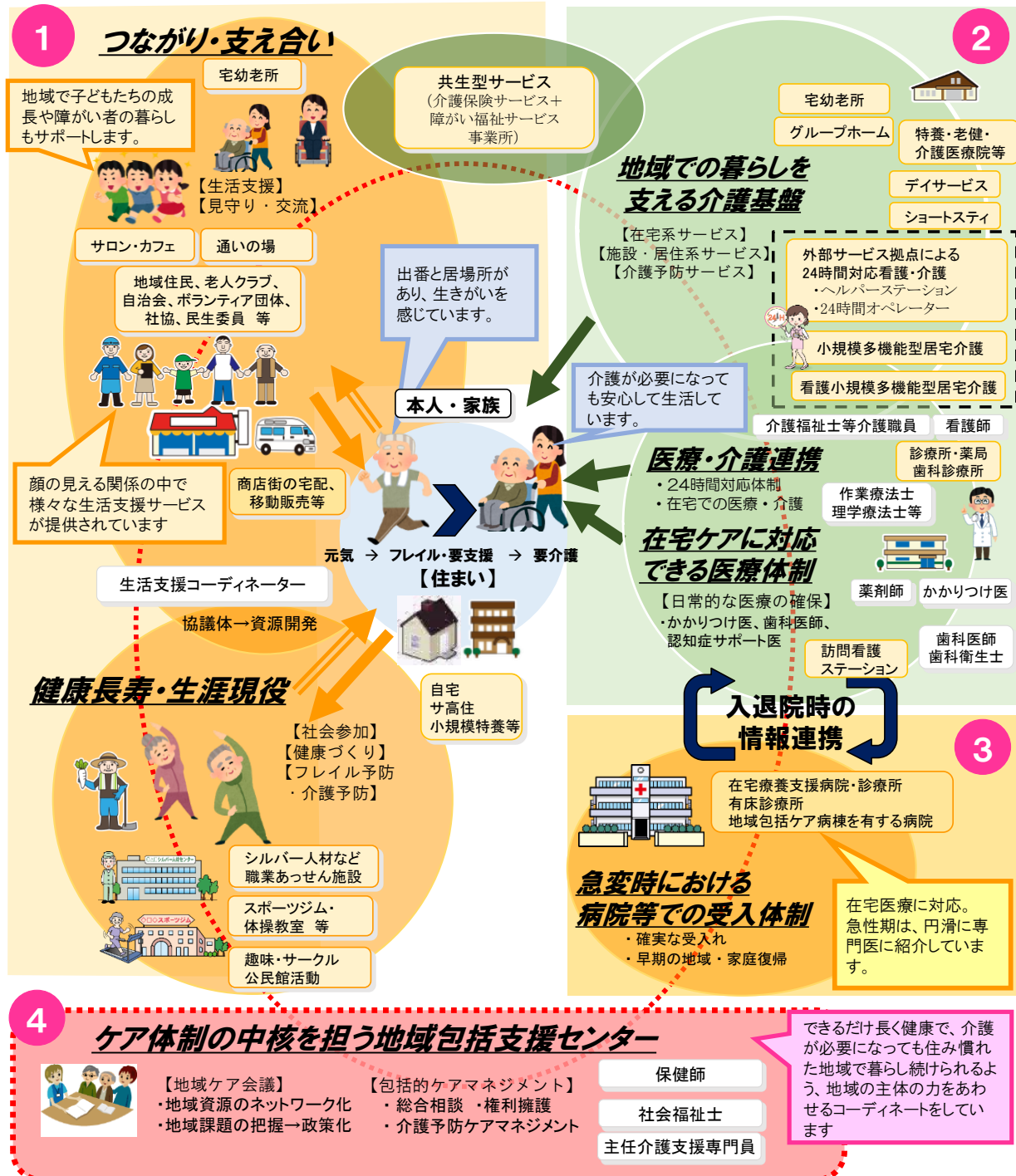
現状と課題

- 「平成28年度高齢者生活・介護実態調査」で、元気高齢者に介護が必要になった場合に介護を受けたい場所を聞いたところ、「自宅」との回答が「施設や高齢者向けの住まい」の約3倍になっており、多くの高齢者ができる限り自宅に住み続けたいと考えていることがわかります。
- 平成26年度介護保険制度改正を受け、地域包括ケア体制を支える「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施、「地域ケア会議の充実・強化」、「在宅医療・介護連携推進事業」の実施や「生活支援コーディネーターの配置」など、地域包括ケア体制を支える仕組みづくりが推進されてきましたが、今後は、これらの仕組みが地域で機能し、実質的なケア体制が確立されるようにしていく必要があります。
- 地域包括ケア体制の構築主体である市町村や中核的な役割を担う地域包括支援センターは、制度改革等により業務量が増大するとともに、業務内容が多様化・複雑化していることから、業務の円滑かつ効率的な実施への支援が一層求められています。
- 地域包括ケア体制の構築状況を「可視化」し、市町村が地域包括ケア体制の構築に向けて足りない部分等を客観的に評価できるようにすることにより、市町村の主体的な地域包括ケア体制の構築を支援していく必要があります。
- 地域包括ケア体制の確立を図るためには、地域住民や医療・介護関係団体等の理解と協力、高齢者の家族の理解と支えが不可欠であることから、地域包括ケアについて広く啓発していくことが求められています。

(参考)長野県が目指す地域包括ケア体制

「長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州」という基本目標の実現に向け、「主体的に学び、健やかに」・「自分らしく」・「支え合いながらともに」暮らす高齢者を支えていくため、人口密度・地形・地域資源・歴史文化など地域の特性に応じながら、市町村が設定した県内すべての日常生活圏域において、医療・介護・生活支援等の各サービスが相互に連携し、自治の力を活かして地域住民が互いに支え合う「地域包括ケア体制」の確立を目指します。

長野県が目指す「地域包括ケア体制」のイメージ



【長野県が目指す地域包括ケア体制の解説】

① 健康長寿・生涯現役 / つながり・支え合い

- 農作業や第二の人生として就労、趣味・サークルなどの活動が生きがいとなり、健康長寿に結びついています。
- 健康づくりや住民主体の通いの場が各地域で開かれ、積極的に介護予防やフレイル予防(対策)に取り組んでいます。また、参加者の心身の衰弱に気づき、適切な介入・支援につながられています。
- 地域での生活をサポートする生活支援サービスが、ボランティアなどの多様な主体によって提供され、医療・介護サービスとともに、在宅での暮らしを支えています。
- 地域での支え合いの活動は、高齢者だけでなく、障がい者、子育て家庭の暮らしもサポートしています。
- 生活支援コーディネーターが地域資源をつなぎ、高齢者と生活支援サービスのマッチング支援、地域資源の発掘とネットワーク化を行い、在宅生活を支えるサービスが充実しています。

② 地域での暮らしを支える介護基盤、医療・介護連携、在宅ケアに対応できる医療体制

- 日常生活圏域ごとの住民のニーズに応じて、生活を送る上で必要な在宅サービス、施設サービス、介護予防サービスを提供できる体制が確保されています。
- 同じ事業所で高齢者も障がい者(児)もサービスを受けられます(共生型サービス)。
- 医療と介護の両方のニーズを合わせ持つ高齢者を支えるため、医療関係者と介護関係者が必要な情報を共有するなど、しっかりと連携しています。
- 認知症が疑われる場合には、認知症初期集中支援チームが適切な医療へのつなぎや自立支援のサポート等の初期の支援を包括的・集中的に行うなど、医療と介護の連携体制が整備されています。

③ 急変時における病院等での受入体制、入退院時の情報連携

- 急変時には速やかに確実に適切な治療を受けられる医療機関へ入院し、治療後は早期かつスムーズに自宅・地域に復帰し日常生活を送ることができます。
- 医療・介護関係者間での患者情報が共有され、円滑な連携体制が構築されています。

④ ケア体制の中核を担う地域包括支援センター

- 地域包括支援センターが中心となり、「地域ケア会議」の場で個別課題の解決、地域課題の把握及び解決策の検討(政策形成)、医療・介護等地域資源のネットワーク化などを行っています。
- 総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの高齢者に対する包括的ケアマネジメントを行っています。

施策展開

◆市町村等への支援

○県内外の先進事例・好事例の情報提供や市町村等のニーズを的確にとらえた研修等により、地域包括ケア体制構築の主体である市町村や中核的な役割を担う地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。

○地域包括ケア体制の構築状況の「可視化」を踏まえた市町村等への支援策を検討します。

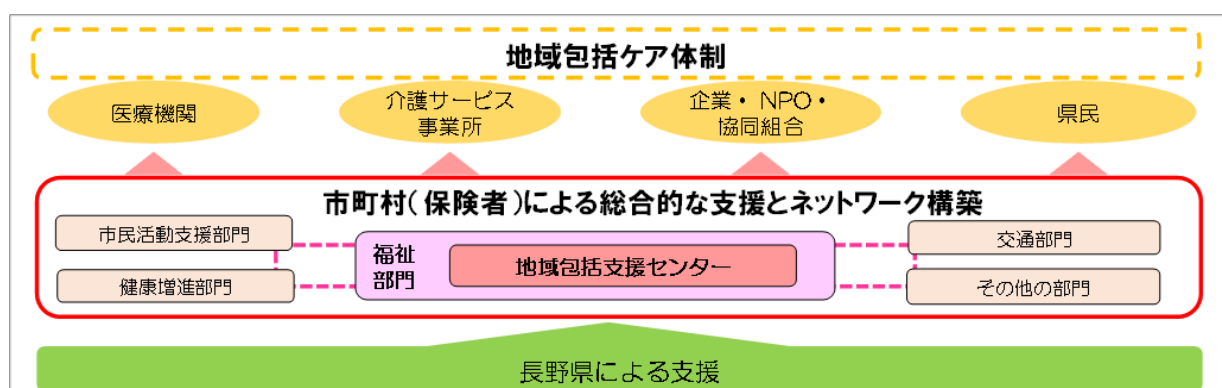
◆市町村との連携

○市町村等関係機関と連携し、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる「共生型サービス」の実施など、高齢障がい者のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりを行います。

◆普及啓発

○地域包括ケア体制の確立に向け成果を挙げている取組の普及を図るとともに、地域包括ケアについて医療・介護関係団体・地域住民への啓発を行います。

【地域包括ケア体制の構築に向けた推進体制のイメージ】



《目標値》

区分	現状（年度）			目標値 H32 （2020年）
	H27 （2015年）	H28 （2016年）	H29 （2017年）	
要介護（要支援）認定者のうち、自宅または地域で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合（％）	82.7	82.7	82.5	83.0以上
生きがいを持って生活している高齢者（居宅要介護・要支援者）の割合（％）	—	31.1	—	増加

(2) 質の高い介護サービスの提供・利用
ア 介護サービスの質の向上

現状と課題

- 法改正等や介護報酬の改定に伴い、介護保険制度が複雑化する中、制度が適正に運用され利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業所に対して、制度の周知や適切な指導を行う必要があります。
- 平成 30 年度から指定・指導の権限が市町村に移行する居宅介護支援事業所を含め、市町村が適切に事業所に対する指導等を行えるよう支援することが必要です。

施策展開

◆適正な事業運営のための指導・支援

- 集団指導や実地指導等を通じて、介護サービス事業所に対してわかりやすい制度説明や適切な指導を行います。
- 不正な行為や基準違反の疑いのある事業所に対しては、迅速かつ重点的な監査を実施します。

◆市町村が行う介護サービス事業所への指導等に対する支援

- 居宅介護支援事業所や地域密着型などの事業所に対し、適切に指導・監査等が行われるように、市町村を対象とした研修会の開催など必要な支援を行います。

《目標値》 区分	現状（年度）			目標値 H32 (2020年)
	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	
事業者集団指導参加率（%）	83.1	86.9	—	87.0以上

イ 適切なサービス利用の促進

現状と課題

- 県・市町村、長野県国民健康保険団体連合会が窓口となって苦情・相談に対応し、介護サービスの質の確保や介護保険制度に対する信頼性の向上、安定的な制度運営に努めていますが、寄せられた苦情・相談を介護サービス事業者への指導等に反映させ、より適切な介護サービスの提供につなげる必要があります。
- 介護サービスの利用者等の適切な事業所選択に資するため、介護サービス情報公表制度をより周知していく必要があります。
- 福祉サービス第三者評価事業について、事業者に対する周知と勧奨に取り組み、受審を促進する必要があります。

施策展開

◆サービス利用者支援

- 介護サービス事業者が苦情に適切に対応し、適正なサービスが提供されるよう、集団指導及び実地指導において事業者に対して必要な助言、指導を行います。

◆情報の提供とサービス評価

- 介護サービスの利用者が、最適な事業所を選択できる介護サービス情報の公表制度について周知するとともに、より多くの事業所が公表されるよう働きかけます。
- 福祉サービス第三者評価事業について、事業者に対し受審を促進することによりサービスの質の向上を図るとともに、評価結果を積極的に公表してまいります。

《目標値》 区分	現状（年度）			目標値 H32 （2020年）
	H27 （2015年）	H28 （2016年）	H29 （2017年）	
介護サービス情報公表対象 事業所の公表割合（％）	94.1	92.9	—	94.0以上

【第4章】目標達成指標（一覧）

第3章 第1節 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

区分	現状（年度）	目標値
	H25 （2013年）	H37 （2025年）
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	48%	80%

区分	現状（年度）	目標値
	H27 （2015年）	H37 （2025年）
住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合	13.8%	40%

区分	現状（年度）			目標値
	H27 （2015年）	H28 （2016年）	H29 （2017年）	H32 （2020年）
未届け有料老人ホームの施設数	5	4	1	0

区分	平成28年度～32年度 （2016年度～2020年度） （前半5年間）	平成28年度～37年度 （2016年度～2025年度） （10年間）
公営住宅の供給量	7,550戸	15,100戸
県営住宅	3,400戸	6,800戸
市町村営住宅	4,150戸	8,300戸

区分	現状（年度）	目標値
	H29 （2017年）	H32 （2020年）
養護老人ホーム（定員数）	1,732	1,697
ケアハウス（軽費老人ホーム）（定員数）	1,518	1,575
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） （定員数）	378	388
有料老人ホーム（定員数）	7,051（見込み）	
サービス付き高齢者向け住宅（戸数）	3,121（見込み）	

区分	現状（年度）	目標値
	H29 （2017年）	H32 （2020年）
特養における地域密着型施設の占める割合（％）	13.8	15.0
特養の定員数におけるユニット型の割合（％）	41.5	42.0

（単位：整備目標（定員数））

区分	現状（年度）	目標値
	H29 （2017年）	H32 （2020年）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11,442	11,659
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1,828	2,098
介護老人保健施設	7,841	7,917
介護医療院 （うち介護・医療療養病床からの転換分）	—	44 （4）
介護療養型医療施設	1,219	1,129
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3,420	3,809
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	558	798
特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）	3,563	4,003
地域密着型特定施設入居者生活介護	564	721

第3章 第2節 提供されるサービス等の充実

区分	現状（年度）			目標値
	H27 （2015年）	H28 （2016年）	H29 （2017年）	H32 （2020年）
要介護（要支援）認定者のうち、自宅または地域で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合（％）	82.7	82.7	82.5	83.0以上
生きがいを持って生活している高齢者（居宅要介護・要支援者）の割合（％）	—	31.1	—	増加

区分	現状（年度）			目標値
	H27	H28	H29	H32

	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2020年)
事業者集団指導参加率(%)	83.1	86.9	—	87.0以上

区分	現状(年度)			目標値 H32 (2020年)
	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	
介護サービス情報公表対象 事業所の公表割合(%)	94.1	92.9	—	94.0以上

【参考】 検討の経過

【検討体制】

- 1 庁内関係部局による検討
- 2 外部委員による検討
 - 長野県住宅審議会
 - 第7期高齢者プラン策定懇話会

【経過】

	年月	事項
平成 29 年	7月 26 日	長野県住宅審議会(平成 29 年度第 1 回)
	7月 31 日	「第7期長野県高齢者プラン」策定懇話会(第 1 回)
	9月 1 日	「第7期長野県高齢者プラン」策定懇話会(第 2 回)
	10月 17 日	「第7期長野県高齢者プラン」策定懇話会(第 3 回)
	12月 21 日	「第7期長野県高齢者プラン」策定懇話会(第 4 回)
平成 30 年	2月 8 日	長野県住宅審議会(平成 29 年度第 2 回)
	3月 19 日	「第7期長野県高齢者プラン」策定懇話会(第 5 回)